

主な用語の定義（平成 30 年度障害者雇用実態調査）

（1）身体障害者

身体障害者とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）に規定される身体障害者をいう。原則として身体障害者手帳の交付を受けている者をいうが、身体障害者手帳の交付を受けていなくても、指定医又は産業医（内部障害者の場合は指定医に限る。）の診断書・意見書により確認されている者も含む。

この調査の障害の種類、程度の集計区分は次のとおりとした。

イ 障害の種類

視覚障害	視覚障害
聴覚言語障害	聴覚、平行機能、音声又は言語機能
肢体不自由	上肢切断、上肢機能、下肢切断、下肢機能、体幹機能、脳病変上肢機能、脳病変移動機能
内部障害	心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能
重複障害	身体障害の重複

ロ 障害の程度

重度	身体障害者程度等級表の 1 級、2 級
中度	身体障害者程度等級表の 3 級、4 級
軽度	身体障害者程度等級表の 5 級、6 級

（2）知的障害者

知的障害者とは、法に規定される知的障害者をいう。具体的には児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによって知的障害があると判定された者をいう。

また、重度知的障害者とは次のイからハまでのいずれかの者をいう。

イ 療育手帳（愛の手帳等他の名称の場合も含む。）で程度が「A」（「愛の手帳」の場合は「1 度」及び「2 度」とされている者

ロ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医から療育手帳の「A」に相当する判定書をもっている者

ハ 障害者職業センターで重度知的障害者と判定された者

（3）精神障害者

精神障害者とは、法に規定される精神障害者をいう。具体的には次のイ又はロの者であって、症状が安定し、就労可能な状態の者をいう。

イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（発達障害のみにより交付を受けている者を除く）

ロ イ以外の者であって、産業医、主治医等から統合失調症、そううつ病又はてんかんの診断を受けている者

(4) 発達障害者

発達障害者とは、精神科医により、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害の診断を受けている者をいう。

(5) 障害者となった時点

身体障害者については、採用時点で企業が身体障害者であることを承知していた場合のみ「採用前」としており、採用後に身体障害者であることを承知した場合は「採用後」としている。

精神障害者については、採用時点で企業が精神障害者であることを承知していた場合のみ「採用前」としており、採用後に精神障害者となった場合や、採用時点では企業が精神障害者であることを承知していなかったが、採用後に精神障害者であることを承知した場合は「採用後」としている。

発達障害者については、採用時点で企業が発達障害者であることを承知していた場合のみ「採用前」としており、採用後に発達障害者であることを承知した場合は「採用後」としている。

(6) 月間総実労働時間

平成 30 年 5 月の所定内実労働時間と超過実労働時間の合計である。

「所定内実労働時間」とは、事業所の規則等で定められた所定労働時間（所定労働日における始業時刻から終業時刻まで）において実際に就業した時間である。

「超過実労働時間」とは、残業、早出、休日出勤等の実労働時間である。

(7) 正社員

勤め先で正社員又は正職員などと呼ばれている者。

(8) 正社員以外

(7) の正社員以外の者（派遣労働者、パートタイマー、臨時・日雇、契約・登録社員、嘱託、出向中の者）。

(9) 賃金

労働契約・労働協約・就業規則等により予め定められている支給条件、算定方法によって支給される給与であって、超過勤務手当も含む。

(10) 勤続年数

企業に採用されてから平成 30 年 6 月 1 日までの勤続年数をいう。

ただし、採用後に身体障害者、精神障害者又は発達障害者であることを承知した者については、上記 (1)、(3)、(4) の確認方法により企業が身体障害者、精神障害者又は発達障害者であることを承知した年月（ただし、身体障害者、精神障害者又は発達障害者であることを承知した年月が明らかでないときは、手帳等の交付日又は診断日）を、それぞれ起点としている。